

# 株 式 会 社 明 電 舎

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：株式会社明電舎
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第1分科会  
業種：電気機械器具製造販売
- (3) 資本金：170億7,000万円  
従業員数：3,811名
- (4) 営業品目：回転機（直・交流発電機，直・交流電動機，電気動力計，電動力応用機器），変電機器（変圧器，計器用変成器，遮断器，避雷器，断路器），装置（配電盤，制御装置，電子応用装置，半導体応用装置，継電器），電気工事，保守，メンテナンス等
- (5) 企業理念  
明電舎100年の技術を集大成し，21世紀を生き抜く企業として，常に新しい技術の創造にチャレンジし，広く社会に貢献します。  
〔基本姿勢〕
  - ・人と地球環境を大切にします。
  - ・公正かつ誠実な企業活動に徹します。
  - ・常に新しい技術と高い品質を追求します。
  - ・利益重視の姿勢に徹し社会への還元に努めます。
- (6) CIマーク



本社事務所

## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置及び名称

知的財産部と称し，研究開発センターに属しているが，関係会社を含めたグループ全体の知的財産業務を担当している。

### (2) 構成及び人員

知的財産部は，特許課，管理情報課，デザイン課の3課からなる。このうちデザイン課は，その主たる業務は知的財産業務とは異なるので，これを除くと人員は20名となる。

特許課では，各発明部門及び関連会社毎に担当者置き，技術に精通した人間が発明の発掘から出願・中間処理などの権利取得業務，契約及び係争対応などを担当している。

管理情報課では，特許や技術情報の調査，提案受付・出願・中間・登録などの特許管理システムへのデータ入力及び管理，審査請求や登録以後の調査・維持管理，補償金や表彰及び教育などに関することを担当している。

### (3) 沿革

当社は明治30年に創立された。当初から知的財産に関する関心は高く，明治時代から特許等

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を取得している。組織的な特許等の管理はされていなかったが、昭和17年から総務部がその窓口業務や保安全管理等を行うようになった。

専任の組織としては、昭和33年に研究所の中に特許係として設置され、昭和39年に特許課、昭和53年には特許部となり、平成5年に知的財産部と改称し現在に至る。

### 3. わが社の知的財産活動

#### (1) 職務発明の取扱い

社内規定により、職務発明に関しては、出願補償、登録補償、実績補償及びライセンス補償を行っている。

実績補償は、自社実施製品の売上金額をベースに技術の評価などを加味して等級付けを行い、等級に応じた補償金を支払っている。ライセンス収入に対しては、実績補償と同様に等級付けによる扱いをしていたが、2003年に見直しを行ってライセンス補償として独立させ、ライセンス収入に応じた補償金を支払うようにした。

#### (2) 特許推進活動

社内の発明部門毎にパテントマネージャー(以下、PAM)をおき、このPAMが特許活動を推進すると共にその責任を持つようにしている。また、知的財産部との連絡窓口ともなっていて、リエゾン活動は、このPAMの働きに負うところが大きい。PAMは発明部門に属しており、通常業務に特許活動の推進がプラスされる形となっているため、その日頃の活動が顕著と認められるPAMについては年に一度全社表彰している。

#### (3) 社内における知的財産意識の高揚対策

毎年10月に全社行事として「知的財産意識高揚月間」を施行し、全社的な意識の高揚を図っている。この月間の行事内容は次のとおり。

##### ① 講演会・講習会の開催

技術系新入社員に対しては、「発明の捉え方」や初歩的な「特許調査」に関する講習、管理職

や中堅社員に対しては、「研究開発における知的財産」といった観点からの講演会、及び知的財産への理解を深めてもらうための講習会や実習を行っている。

##### ② 実績補償金の贈呈

##### ③ 知的財産関係の表彰式の実施

特許活動表彰(特に優れた特許活動を行った発明部門)、PAM表彰(優れた活動を行ったPAM)、実績・ライセンス表彰(実績補償及びライセンス補償の上位等級の受賞者)、登録表彰(特許等の登録件数上位者)について社長表彰を行っている。

##### ④ 特許戦略会議

半年に一度、PAMを集めて特許戦略会議を開催している。ここでは、発明部門からは活動報告を、知的財産部からは法改正、その他時期に即した問題の解説等を行い、相互の情報交換を行う場としている。

### 4. 今後の課題

ピーク時に比べ大幅に落ち込んだ出願件数の増加を図ることがまず一番の課題である。

これと平行して、事業と密接した知的財産活動へ力点を移すことも重要と考えている。これまでは、出願した後は発明部門に任せっきりの面があったが、今後は研究開発を企画した段階から事業の進捗と権利化の予定が見える計画書とし、登録・活用まで確実にフォローしていく。知的財産報告書の作成予定は今のところないが、社内向けの報告書を作成し、特許戦略会議、ホームページ等で情報開示していく。

先に述べたことを確実に実施していくために必要である従業員の意識改革を進めるべく、社内教育の見直しに着手し、グローバル化、世の中の素早い変化にも十分対応していくようにしていく所存である。

(原稿受領日 2005年12月14日)